

わたしたちの国保 医療費のお知らせについて

住民課 ☎823-9206 📠823-9627

海田町国民健康保険で受けた医療費などの額について、2カ月に一度ハガキでお知らせしています。

このハガキには、受診年月・受診した医療機関・受診者・入院外来の別などに加えて、治療にかかった医療費の総額（10割分）・患者負担額が記載されています。薬局については、薬を受けた回数に記載されます。

このハガキは、1年を通してご自身の健康状態や支

払った医療費の確認など、適正な医療を受けていただくために送付しています。また、前年と比較することで医療費の推移・新たにかかった病気がないかを確認・記録することができます。医療費通知を活用し、医療費の適正化にご協力いただくとともに、健康管理に役立ててください。

国民年金保険料は納付期限までに きちんと納めましょう

広島南年金事務所 ☎253-7710

平成30年4月から平成31年3月までの国民年金保険料は月額16,340円です。

保険料の納め忘れが続くと...

- ・老後に年金を受け取れない場合があります。
- ・障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れない場合があります。

もしもの時に後悔することのないよう、保険料は納付期限までにきちんと納めましょう。納付期限は翌月末です。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない人に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内をしています。

未納のまま放置されていると、納付を督促する文書（督促状）を送付し、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金を課すだけでなく、納付義務のある人※の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主です。

保険料の納付方法

- ・納付書（金融機関・郵便局・コンビニで利用可）
- ・口座振替（割引制度があります）
- ・クレジットカード納付
- ・インターネットなどを利用した納付

国民年金保険料の納付が困難な場合

- ・保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。
- ・失業した人は、失業した本人の前年所得が審査から除外される特例もあります。

納付が困難だからといってそのままにせず、必ず手続きをしてください。

種別	回収量 (kg)
スチール缶	23,430
アルミ缶	38,180
ガラス瓶	156,220
ペットボトル	36,360
新聞	175,700
雑誌	84,170
ダンボール	99,230
布類	94,650
牛乳パック	5,180
合計	713,120

空き瓶・空き缶・紙類・牛乳パックなどの資源物を毎月1回収し、再生利用を促進しています。

平成29年度の資源物の回収量は、合計で約710トンにもなり、売払い金額はおよそ1,370万円になりました。

資源リサイクルは、一人ひとりの正しい出し方に支えられています。

また、リデュース（ごみそのものを減らす）・リユース（繰り返し使う）と合わせて3R運動にも取り組んでいます。

これからも皆さんのご協力をお願いします。



環境センター
☎82314601
(FAX兼用)

平成29年度の 資源物回収状況

平成30年4月から国民健康保険制度が変わりました

保険税はなるのですか？

この度の制度改正により、県が財政運営の責任主体となり県内市町と共同運営し、「県内どの市町に住んでいても同じ所得水準・世帯構成であれば同じ保険税額」となることを目指しています。

海田町では、加入者の年齢構成が高くなっていることや、高度医療の普及などにより医療費が増加していることから、県単位化に合わせて保険税額を見直しました。

平成20年度から保険料率の引き上げを行っていないこともあり、保険税額の負担は増加する見込みですが、加入者の皆さまの急激な負担増を抑制するために、県においては公費による激変緩和措置を設け、町においては資産割などの賦課割合の段階的な調整を行うことで保険税額の激変が生じないよう配慮しています。

保険税額はどう変わりますか？

以下のモデルケースについて、平成29年度と平成30年度の保険税額の比較をすると、次のようになります。

モデルケース①

低所得者軽減なしの2人世帯

世帯主(40歳)

- ・給与収入約260万円
(基礎控除後所得131万円)
- ・固定資産税なし

配偶者(40歳)

- ・所得なし

平成29年度		平成30年度		年間増減額
所得割額①	109,200円	所得割額①	118,800円	
資産割額②	0円	資産割額②	0円	0円
均等割額③	89,600円	均等割額③	89,400円	-200円
平等割額④	30,000円	平等割額④	29,600円	-400円
"①+②+③+④ 保険税額"	228,800円	"①+②+③+④ 保険税額"	237,800円	+9,000円

モデルケース②

低所得者軽減2割の2人世帯

世帯主(70歳)

- ・公的年金収入約220万円
(基礎控除後所得67万円)
- ・固定資産税8万円

配偶者(70歳)

- ・公的年金収入約170万円
(基礎控除後所得17万円)

平成29年度		平成30年度		年間増減額
所得割額①	53,500円	所得割額①	60,300円	
資産割額②	13,400円	資産割額②	11,600円	-1,800円
均等割額③	54,500円	均等割額③	54,500円	0円
平等割額④	19,300円	平等割額④	19,300円	0円
"①+②+③+④ 保険税額"	140,700円	"①+②+③+④ 保険税額"	145,700円	+5,000円

モデルケース③

低所得者軽減5割の2人世帯

世帯主(70歳)

- ・公的年金収入約200万円
(基礎控除後所得47万円)
- ・固定資産税6万円

配偶者(70歳)

- ・所得なし

平成29年度		平成30年度		年間増減額
所得割額①	29,900円	所得割額①	33,700円	
資産割額②	10,000円	資産割額②	8,700円	-1,300円
均等割額③	34,100円	均等割額③	34,100円	0円
平等割額④	12,100円	平等割額④	12,100円	0円
"①+②+③+④ 保険税額"	86,100円	"①+②+③+④ 保険税額"	88,600円	+2,500円

※保険税の増減額については、世帯構成、世帯所得、資産割額により異なります。

海田町を含めた県内全市町では、平成30年4月から、原則として口座振替納付をお願いすることとしています。加入者の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険の窓口は、平成30年4月以降も海田町役場のままです。

保険税の税額のこと、
口座振替納付などのことは、
保険証・保険給付のことは、
税務課 ☎823-9204へ
収税対策室 ☎823-9226へ
住民課 ☎823-9206へ 問い合わせください。